

## 集団決定法を柱とした実践的安全活動について

諏訪営林署庶務課厚生係 田 中 巖 彦 人  
 “ “ “ 武 石 敏 勝

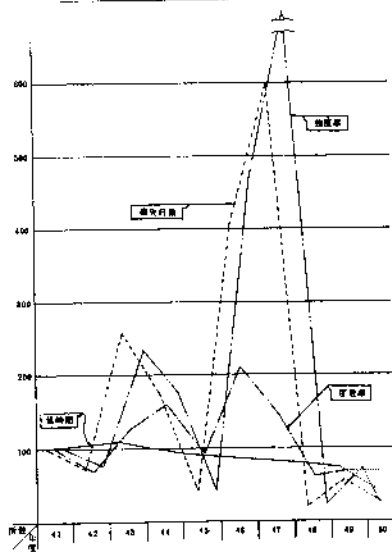
私共が、これまでの諏訪営林署に於ける安全管理活動を洗いなおし、新たな決意で再出発を誓い合った日、それは昭和48年2月8日午後1時50分です。

横川国有林の集材作業現場で、ホールバックラインが突然切断し、吊荷が猛スピードで滑走してきて、盤台上で作業をしていた2人の作業者をはね飛ばすといった極めて憂慮すべき災害が発生したのです。

もちろん、それまでも安全管理活動については、人命尊重の基本理念のもとに、それぞれの分野で真剣に取り組み、それなりの成果を上げていました。

図-1は、昭和41年度から昭和51年1月末日までの労働延時間等について、いずれも昭和41年度を100として、その後の推移をみたものです。労働延期間が昭和43年度をピークとしてその後漸減している反面、損失日数、度数率、強度率ともに昭和47年度まで急激に増えて

図-1 労働延時間等推移表



います。ただ、この10年間に造林事業では昭和45年度から昭和50年11月まで無災害を続け、さらに茅野、富士見担当区では、20万時間無災害の記録も達成しています。

このように、個々の成果が全体に反映されなかった理由は、自主的安全活動をすすめるために、一人一人が具体的にどうすれば良いかといった積極的参加のための手段・方法が確立されていなかったと考えられたのです。そこで、昭和48年度から、次の3本の柱を軸として安全活動をすすめてきました。

第1に、作業班単位の自主的活動による集団決定法を定着させること。

第2に、自己啓発の意欲を高めるため、提案制度を実施すること。

第3に、バイオリズムを取り入れ、確実に、いわゆる自己管理の徹底をはかることの三点です。この3本の柱は、相互に有機的に関連し合って、集団決定法を進める上で大きな役割をはたし、当署の安全管理活動の上で非常に大きな成果を上げてきました。

この大きな成果をあげる事ができた集団決定法とは、図-2に掲げたとおりであり、これは従

図-2 集団決定法とは

提 唱 者：K.レヴィン、第2次大戦中  
 内 容：人間の態度変容—集団の中で積極的に自主的に参加し、創造し、協調するようにしむける—にきわめて有効だとされている社会技術  
 活用目標：安全管理活動における自主性、自発性に基づく積極的参加の促進

サーヤレ方式



サーヤロー方式

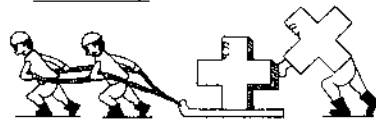
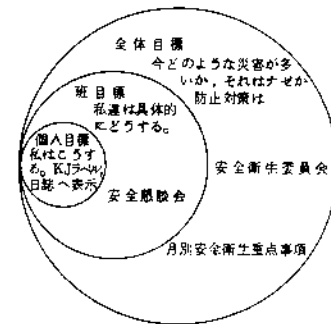


図-3 集団決定法の仕組み



来の指示命令を主軸とした「サーヤレ方式」から、全員参加による自主的な安全管理「サーヤロー方式」へ切替えることにしたものであります。

当局における集団決定法の仕組みは、図-3のとおりです。

さらに、集団決定法をはじめ提案制度、バイオリズムの3本の柱を、長期かつ効果的に定着させるためには、いろいろな条件が必要であり、これらが有機的に機能することが必要です。

図-4にこれを示しました。

まず、安全推進員を実質的なリーダーとして位置づけるため、1日4時間コースであった推進員研修を、2日10時間コースに強化したこと、署のトップ意志として、安全に関する指示、伝達事項は必ず推進員を通じ、あるいは交えて行うことを徹底したこと、自主的に月1~2回発行する安全の署内報「声の輪」を通じ話題を提供するなど、強くバックアップした結果、附表-1に示したとおり、集団決定の中で任務が定められ、その立場が明確となっています。

次に署トップの熱意については、年間2回の地区別安態を行うほか、月1回の安全点検にはほとんど署のトップが参加し、30分~1時間の安態を行い相互理解に務めております。

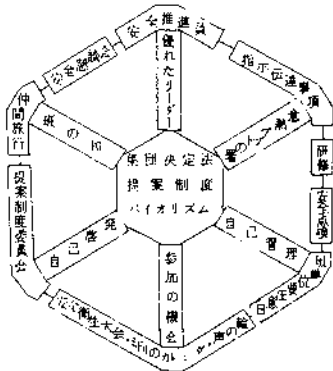
作業班の和を醸成するために、仲間旅行、家族交歓会、歌の練習、安全衛生大会の工夫など、署、現場ともに工夫が払われています。

また提案制度を、事務改善、技術開発とも結びつけ、独自の仕組みとしてすすめています。

バイオリズムは、作業班単位の要注意日の活用を通じて自己管理の徹底をはかってきました。

さらにまた、日常みんなが気楽に参加する機会として、ミドリノカレンダー図案(附表-2参照)、安全の署内報「声の輪」への投稿、安全・衛生標語募集、安全標語集「心の歌」の発行、

図-4 有機的機能の仕組み



安全衛生大会のブロードコントロールなど、それぞれ工夫してきました。

これらは、それぞれ現実に地についてものとして働いています。

私共が3年間、集団決定法を柱として進めてきた成果は、図-5のとおりです。

安全推進員に自他ともにリーダーとして認識され立場が明確にされたこと。

自主性・自発性が助長され、各作業班の中に活気がみなぎって来たこと。一人一人がお互の事情、立場を理解することによって、信頼感が生まれ班の和が育成されてきたこと。

各自が担当する業務を心から自分のものとしてとらえて分析し、あるべき姿を探求することによって、改善と創造への意欲が高まって来たことであります。

そして、これらに支えられ、日常業務と安全との歯車が、ガッチリとかみ合い、全員参加の安全が実現し、図-6に示したとおり、昭和47年度まで続いた災害の多発傾向にビリオドを打ち、昭和48年度は軽傷4件、昭和49年度も4件、昭和50年度も現在までのところ4件に抑えることができ、昭和49年度には安全管理努力営林署、昭和50年度には安全管理優秀営林署として名誉ある営林局長表彰を受けることができたのです。

附表-1 集団決定の中で定められた推進員の任務



附表-2 2月の安全衛生重点事項

- 一般：積雪、凍結に対する安全確保。
- 製品：玉切装置の安全作業、凍結材の取扱い注意
- 造林：基本動作の厳守、積雪時の歩行移動に注意

班の目標

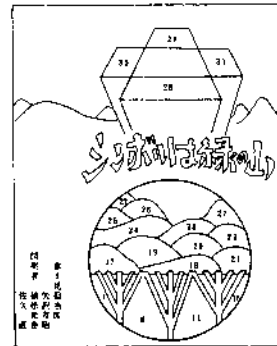


図-6 集団決定法の成果

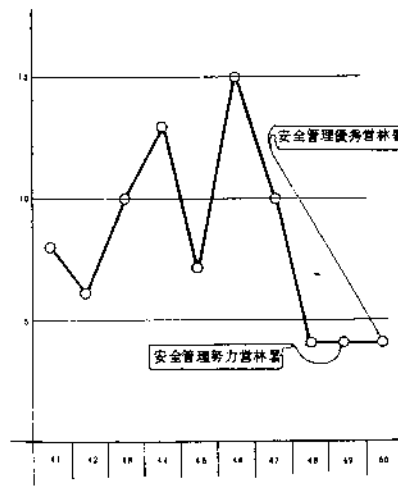
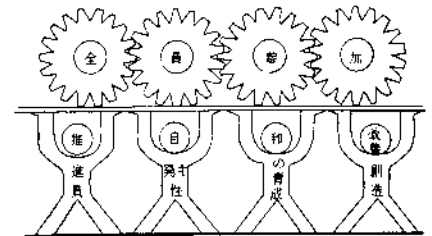


図-5 集団決定法の成果



自他ともにリーダーとしての認識、日常的業務安全衛生への積極的参加、作業班単位の把握、担当業務の分析・探求

もし仮りにこれが偶然のものであったとしたならば、2年間も、いや3年間も続くものではありません。これこそ諏訪営林署職員全員が真剣に3本の柱を支え、これの定着に努力してきたからこそ達成できた記録であると確信します。

今私どもはこう思います。

長い年月の間に一度くらい安全管理優秀営林署となることは、あるいは容易なことかも知れません。しかし、そうあり続けることこそ難しいことであり、さらにまた、災害を4件に止めることができたこともけっして満足すべき成果ではなく、安全管理の終局の目標である無事故無災害の実現に努力しなければならぬと覚悟を新たにしております。

今後、より一層の創意と工夫により集団決定法を活用し、まさに生命を持った安全管理活動を精力的に展開しなければならないと考えております。

ここに、集団決定法を柱として進めた実践的安全管理の一応の成果を発表し、今後に於ける皆様方より一層のご指導とご協力をお願いします。

## 三殿の広報活動の現状と今後の課題

三殿営林署庶務課管理係 松井 勝己

### はじめに

現代社会は情報化社会だといわれだしてから約5年、我々の日常生活の中にも情報が氾らんして、その情報選択もきわめて重要な日課になっている。

一方、我々国有林に対しても、自然保護、林地保全を中心とした国民の関心が高まっているのが現状である。

このことは、森林のもつ国土の保全、水源かん養、保健休養などの公益的機能や、安定的な木材供給などの使命、それに森林を管理している国有林の内容がよく理解されていないことと、こちらからも積極的に理解させようとする努力が不足している結果ではないだろうか。

国有林野事業は、地域社会の理解と協力がなくてはならない。なぜならば、とくに林業の場合、地域性が非常に高い。それはその地域生活と密着しているからである。

昭和51年度の国有林野事業の予算によれば、400億にものぼる借金経営をしなければできない現状であるが、400億の借金重みと、よりきびしくなるであろう外部からの関心の高まりを考えると、部内(署員)はもちろん、部外(地域社会)に対する正しい広報活動が、今まで以上に必要になってきている。

営林局でも毎年のように各種会議で広報活動の重要性がとりあげられ、活動の強化が叫ばれているが、当署では昨年全国林業関係広報誌コンクールで総合賞を受賞するなどの成果があったので、とくに広報誌を中心にして、当署の広報活動の現状と、今後の課題について検討を加えてみた。

### 広報活動の現状

#### 1 外部広報 (地域を対象とした広報)

- (1) 広報誌(三殿の場合は広報みどりの)管内概要、事業所概要などのパンフレットによる広報を行なっている。